



佐賀県公報

令和8年2月10日（火曜日）第14806号

告示

- 道路の区域の変更（35・道路課）
- 道路の区域の変更（36・道路課）
- 道路の区域の変更（37・道路課）

公告

- 県民だよりの印刷等に係る条件付一般競争入札（広報広聴課）
- 土地改良区役員の就退任届（農山村課）

教育委員会事項

- 令和8年佐賀県立学校電力供給に係る一般競争入札（公告）

選挙管理委員会事項

- 選挙管理委員会の招集（告示・17）

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年2月10日

収支等命令者

佐賀県政策部広報広聴課長 金子 暖

1 競争入札に付する事項

(1) 調達名称及び数量

県民だより（A4フルカラー、12ページ） 332,000部×12回

(2) 契約の仕様等 入札条件書のとおり

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入期限 県が指定する日時

(5) 納入場所 県が指定する28箇所であって、佐賀市分にあっては県指定の場所に、唐津市、伊万里市及び嬉野市分にあっては市指定の場所に、その他の市町分にあっては各市役所、支所又は役場に納入すること。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形

又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 県民だよりの入稿原稿を渡した日から 7 日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）は除く。）に、各印刷物を県が指定する場所に納入できること。
- (8) 年間を通じ毎月、同規模（32 万部以上）の印刷等業務を自社で行った実績があり、当該業務を迅速かつ確実に履行できること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所

定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、令和8年2月20日（金）午後2時までに(1)の部局に持参して提出すること。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館2階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumu.jimu@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書様式の入手先

(1)の部局又は佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札参加資格確認申請書を令和8年3月3日（火）午後5時までに5の(1)の部局に持参、又は郵送すること（競争入札参加資格確認申請書の様式は、同月17日（火）から入札条件書と併せて佐賀県ホームページに掲載する。）。

競争入札参加資格の確認結果は、令和8年3月10日（火）までに通知する。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

佐賀県政策部広報広聴課 広報担当（新館6階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7219

電子メールアドレス kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札条件書の交付方法

令和8年2月17日（火）から同年3月23日（月）まで、佐賀県ホーム

ページに掲載するとともに、(1)の部局で隨時交付する（休日等を除く。）。

(3) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとする。

- ア 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- ウ 自己又は自社の役員等が、2の(6)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。
- オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月23日（月）午後1時30分

イ 場所 佐賀県庁新館11階 111号会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(5) 入札書の提出方法

別に定める入札書を(4)の場所に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、令和8年3月23日（月）午後1時30分までに必着とする。また、外封筒に「令和8年度県民だより入札書在中」と朱書きすること。

また、提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(7) 入札方法に関する事項

ア 1部当たりの単価を入札書に記載すること。

イ 入札は、入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

エ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

(9) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(10) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないとそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者
- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

- ウ 当該競争入札について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- カ 入札価格の記載において(7)のエの要件を満たさない入札書を提出した者
- キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- コ 1人で2以上の入札をした者
- サ 代理人でその資格のないもの
- シ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を中止する。この場合の損害は入札参加者及び入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）の規定により納付すること。ただし、同規則第103条第3項第1号又は第3号の規定のいずれかに該当するときは、全部を免除し、又は一部を減額する。

イ 契約保証金

規則の規定により納付すること。ただし、同規則第115条第3項第1号、第2号又は第4号の規定のいずれかに該当するときは、全部を免除し、又は一部を減額する。

(4) 入札参加者及び入札者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

- (7) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。
- (8) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。
- (9) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。
- (10) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (11) 詳細は、入札条件書による。
- (12) 仕様書及び附属書類の記載内容を無断転載し、及び本入札以外の目的で使用することを禁止する。
- (13) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る令和 8 年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。
- (14) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 4 条に規定する特定調達契約である。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required:
The printing and delivery of the monthly paper “Kenmin-Dayori”
(size:A4, full color, 12 pages 12 issues per year). Amount needed

332,000 copies per issue. Printing and delivery should be terminated within 7 days from our submission of manuscripts. Delivery should be done to about 28 places in the manner we indicate.

(2) Contract period:

From April 1, 2026 to March 31, 2027.

(3) Bid description access:

Will be available on the Saga Prefecture website for download from Tuesday, February 17, 2026 until Tuesday, March 3, 2026.
(<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

(4) Date and time for the opening bids and tenders:

The meeting for tenders will begin promptly at 1:30 p.m. on Monday, March 23, 2026.

Bring tenders with you or send it by mail. If sending by mail, tenders must be sent by registered post and received by 1:30 p.m. on Monday March 23, 2026.

(5) Contact information:

Public Relations and Hearing Division, Policy Department, Saga Prefectural Government, 1-1-59, Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570 Japan
TEL: 0952-25-7219